

# 長崎県の最低賃金

長崎県最低賃金

1時間

**677**円

効力発生日

平成26年10月1日

長崎県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイト等を含む)とその使用者に適用されます。

ただし、下記の業種については、「**特定最低賃金**」が適用されます。

**必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。**

特定最低賃金	最低賃金額(1時間)	適用範囲等
	効力発生日	
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	<b>800</b> 円 平成26年12月13日	1 適用範囲 (1)はん用機械器具製造業(家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。) (2)生産用機械器具製造業(農業用機械製造業(農業用器具を除く)(農業用トラック製造業を除く。)、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業を除く。) 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下。) 手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 書類等の事業所内集配又は複写の業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>734</b> 円 平成26年12月31日	1 適用範囲 (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業(光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。) (2)電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。) (3)情報通信機械器具製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下。) 手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
船舶製造・修理業、船用機関製造業	<b>810</b> 円 平成26年12月31日	1 適用範囲 船舶製造・修理業、船用機関製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下。) 書類等の事業所内集配又は複写の業務
適用除外(3業種共通)	上記のほか次の労働者には「 <b>長崎県最低賃金</b> 」が適用されます。 1 8歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	

- 最低賃金には次の手当は算入されません。精皆動手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金
- 特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び管理する全资子公司を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される「純粋持株会社」が含まれます。

最低賃金特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>

お問い合わせ先



厚生労働省長崎労働局賃金室 (095-801-0033 または 最寄りの労働基準監督署  
 長崎労働局ホームページ <http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

事業主および労働者の皆さんへ

# 長崎県最低賃金が改正されました。

長崎県で働くすべての方へ。  
確認しましょう！

## 最低賃金

これまでの最低賃金 664円

長崎県

# 677円

時間額



[発効日] 平成26年10月1日

長崎県最低賃金は、「平成26年10月1日から1時間677円」に改正されます。

労働者に支払う賃金が最低賃金額以上かどうかを確認し、最低賃金法違反にならないようにしましょう。(派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。)

特定の産業には「特定最低賃金」が適用されています。

### 最低賃金額以上かどうかの調べ方

【計算例】

時間給の場合

時間給 677円

日給の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 677円

月給の場合

年間所定労働日数：260日

月額：117,000円

所定労働時間：8時間

最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当  
時間外、休日、深夜労働に対する賃金  
賞与等、臨時の賃金

で働いている場合、計算式に当てはめると、

$$\frac{\text{月額 } 117,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}}{\text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間}}$$

= 675円 < 677円

【この場合は最低賃金額を満たしていないことになります。】

詳しくは、長崎労働局労働基準部賃金室 ☎095-801-0033

または最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください

長崎労働基準監督署	095-846-6353	島原労働基準監督署	0957-62-5145
長崎監督署五島駐在事務所	0959-72-2951	諫早労働基準監督署	0957-26-3310
佐世保労働基準監督署	0956-24-4161	対馬労働基準監督署	0920-52-0234
江迎労働基準監督署	0956-65-2141	対馬監督署壱岐駐在事務所	0920-47-0467